

令和6年度

玉野市立高等学校入学者選抜実施要項

令和5年12月

玉野市教育委員会

【全日制課程】

一般入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
特別入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
全国募集
 特別入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 一般入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【定時制課程】

一般入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
定時制課程の特別な入学者選抜・・・・・・・・・・ 22

出願書類等の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

玉野市立玉野商工高等学校 機械科／ビジネス情報科

〒706-0012 玉野市玉 6-1-1

TEL : 0863-31-5341 / FAX : 0863-31-5342

玉野市立玉野備南高等学校 普通科（昼間部）

〒706-0021 玉野市和田 4-7-1

TEL : 0863-83-9100 / FAX : 0863-83-9101

玉野市教育委員会学校教育課

〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1

TEL : 0863-32-5575 / FAX : 0863-32-1329

令和6年度玉野市立高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度玉野市立高等学校入学者選抜は、この要項に定めるところによる。

その他、入学者選抜に係る必要な事項は「令和6年度岡山県立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「県立要項」という。）に準ずる。

【全日制課程】

〔一般入学者選抜〕 ・ ・ ・ ・ 玉野市立玉野商工高等学校

1 募 集

(1) 応募資格

玉野市立玉野商工高等学校（以下「玉野商工高」という。）に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

（注）「これに準ずる学校」とは、特別支援学校の中学部等をいう。

イ 令和6年3月中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集人員

次の募集定員から、特別入学者選抜の合格内定者数を除いた人数とする。

科 名	募集定員
機 械 科	40
ビジネス情報科	80

2 出 願

(1) 出願の制限

ア 学区は、岡山県全県及び香川県香川郡直島町（以下「直島町」という。）とする。

イ 志願者は、玉野商工高以外の公立全日制課程の高等学校を併願することはできない。

ウ 志願者は、機械科を第1志望とした場合は、ビジネス情報科を第2志望とすることができる。

また、ビジネス情報科を第1志望とした場合は、機械科を第2志望とすることができる。

エ 入学願書提出後、志願校又は志願科を変更することはできない。

(2) 志願者情報等登録

ア 志願者情報等登録期間は、令和5年12月20日（水）から令和6年2月26日（月）正午までとする。

イ 志願者は、志願校のインターネット出願システムにおける出願サイト（以下「出願サイト」という。）に所定事項の入力等を行う。

(3) 出願の期間

令和6年2月21日（水）から2月26日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）と

し、受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（最終日は正午まで）とする。なお、郵送による場合は、2月22日(木)までに到着したものに限り。

(4) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定事項を記入し、在学若しくは出身中学校等の校長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に玉野商工高に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者（上記在外教育施設の卒業（見込）者を除く。以下同じ。）は志願者本人から提出することができる。

名 称	様式	部 数
入 学 願 書	(a)	1部（出願サイトから印刷したもの）
自己申告書	(b)	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が出願サイトに入力した事項等を確認し、インターネット出願システムにおける中学校等用の出願管理サイト（以下「中学校等専用サイト」という。）を通じ、承認の登録を行い、次の書類を作成してそれぞれの提出期間内に、玉野商工高に提出する。

なお、県立要項の様式6及び、様式7「学年についての報告書」については、令和6年3月11日（月）までに、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室長（以下「高校魅力化推進室長」という。）に提出するものと同様のものを、玉野市教育委員会学校教育課長（以下「学校教育課長」という。）あてにも送付する。

名 称	県立要項様式	部 数	提 出 期 間
入 学 志 願 者 一 覧 表	4	1部	2月21日(水)～2月26日(月)正午 (郵送は2月22日(木)必着)
調 査 書	5	各志願者について1部	
学年についての報告書の百分率表	6	1部	2月21日(水)～2月28日(水)

なお、県立要項の様式4、5については、出願する科ごとに提出する。

ウ 調査書（学年についての報告書を含む。）の客観性と信頼性を高めるため、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された入学出願関係書類を所定の期間・方法等により適正に処理し、出願サイトを通じて受検票を交付する。また、入学志願者数を県立要項の様式8により令和6年3月4日（月）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

(5) 特別出願の手続（直島町を除く）

転勤や、家屋の新築・購入等により中学校等卒業後、県外から県内への一家転住が決定的な志願者及び、保護者の住所が県外にあり、やむを得ない理由により保護者と同居できない志願者は、その旨を証明する書類を添え、出願に先立って次のア、イ、ウにより、学区外出願許可申請書(様式(c))を提出し、許可を受けなければならない。

ア 提出期間 令和6年1月10日（水）から2月2日（金）まで

イ 提出先（提出部数） 玉野商工高（2部）

ウ 提出書類

(7) 学区外出願許可申請書（様式(c)により作成）

(イ) 理由を裏付ける証明書類

○ 関係者全員の住民票の写し

なお、住民票の写しについては、世帯主及び続柄が記載され、本籍及び個人番号（マイナンバー）が省略されたものであること。

○ その他（例：実際に居住していることを示す資料、転勤証明書等）

(6) 入学選抜手数料

ア 玉野市立学校授業料等徴収条例（昭和37年玉野市条例第8号）の定めるところにより、出願サイトを通じて2,200円を納付する。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(7) その他

出願に当たっては、玉野商工高が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

(1) 実施期日 令和6年3月7日（木）

(2) 日 程

集合時刻 8時50分

学力検査

教科	開始時刻	終了時刻	時間
国語	9:20 ~	10:05	45分
数学	10:25 ~	11:10	45分
社会	11:30 ~	12:15	45分
英語	13:05 ~	13:50	45分
理科	14:10 ~	14:55	45分

※英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所 玉野商工高

(4) 配慮事項

学力検査等を受検するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者及び日本語指導が必要な外国籍生徒等で特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に玉野商工高と十分相談すること。

なお、特別な配慮を必要とする志願者について相談する場合は、中学校等の校長は病気や障害、日本語能力等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書（様式(k)）を玉野商工高に提出すること。

(5) 出題の方針

問題は、岡山県教育委員会が作成したものを使用する。

[参考] 岡山県教育委員会の出題の方針

ア 平成29年文部科学省告示第64号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出

題する。

イ 各教科とも基礎的・基本的事項を中心とし、思考力、判断力、表現力等をみる問題を含める。

(6) 学力検査実施委員会

ア 学力検査実施委員会は、玉野商工高に設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 学力検査実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は玉野商工高の所属職員の中から委員長が選任する。

(7) 実施後の処理

答えは、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点（各教科70点満点）を合計し、その合計得点を基に高等学校長が定める10段階又は5段階の評定段階による評価を行い、その結果を「学力検査の評定」とする。

(8) 答案の返還

高等学校長は、令和6年3月19日（火）から3月21日（木）までの間に玉野市教育委員会に答案を返還する。

4 面接

(1) 志願者には面接を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和6年3月8日（金） 玉野商工高

(3) 玉野商工高は、3(6)に準じて面接実施委員会を設けて実施する。

(4) 実施の方法については、令和6年3月7日（木）に玉野商工高において志願者に指示する。

(5) 高等学校長は、面接実施状況報告書を作成して、令和6年3月29日（金）までに学校教育課長あて報告する。

5 選抜

(1) 選抜の方針

ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接の結果及び自己申告書等を資料として、科の特色を配慮して総合的に判断する。

なお、高等学校長は、募集定員の一部について、学力検査の結果が一定以上にあれば、調査書及び面接等の結果を重視して選抜を行うことができる。

イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないよう配慮する。

ウ 学力については、調査書の「学習の記録」に記載された評定から求めた換算点と学力検査の結果から求めた合計得点を基に、高等学校長が「調査書の評定段階」と「学力検査の評定段階」をそれぞれ定め、相関表（県立要項の様式14）を作成して判定する。調査書の換算点の算出においては、学力検査を実施しない教科及び第3学年（義務教育学校については、第9学年）の評定を重視して取り扱う。

エ 高等学校長は、全国募集を実施する科について、玉野市教育委員会と協議の上、一般入学者選抜の募集人員に全国募集の募集人員を加えた人数まで合格とすることができる。

(2) 選抜委員会

ア 玉野商工高に選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。

イ 選抜委員会には、委員長 1 名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は玉野商工高の教頭並びに主幹教諭、指導教諭及び教諭等の中から委員長が選任する。

(3) 選抜の方法

ア 特別入学者選抜による合格者を含め、募集定員の 90 パーセントに当たる人数について、第 1 志望の志願者から選抜する。次に第 2 志望の志願者を含め、募集定員に達するまでの人数を選抜する。

イ 欠員を生じた科では、異なる学科の志願者で、当該科を第 2 志望とするもののうちから選抜する。

(4) その他

ア 選抜に当たっては、各資料を入学者選抜カード（県立要項の様式 15 参照）に整理して使用する。

イ 選抜に当たって使用した資料は、公表しない。

ウ 高等学校長は、選抜終了後、令和 6 年 3 月 19 日（火）から 3 月 21 日（木）までの間に、学力判定原簿（県立要項の様式 16）を学校教育課長あて提出する。

6 合格者の発表

(1) 高等学校長は、令和 6 年 3 月 18 日（月）午前 9 時から正午までの間に、玉野商工高及び玉野商工高が指定する Web ページで発表する。

(2) 高等学校長は、合格者数報告書（県立要項の様式 17）については、令和 6 年 3 月 19 日（火）から 3 月 21 日（木）までの間に、入学者選抜の経過及びこれに伴う反省事項の報告書については、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

7 追検査

(1) 追検査の受検を許可した志願者に対して実施する。

(2) 申 請

ア 対象者

一般入学者選抜当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、学力検査、面接の一部でも受検した者は対象としない。

(ア) 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第 18 条第 3 号にある「その他の感染症」は除く。）の罹患者

(イ) 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により一般入学者選抜を受検できなくなった者

イ 申請の手続

(ア) 中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合、令和 6 年 3 月 7 日（木）正午までに高等学校長に電話で連絡するとともに、令和 6 年 3 月 8 日（金）午後 3 時までに追検査受検

許可申請書（様式(f)）に受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、玉野商工高に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書を期限までに提出した上で、添付書類のみ追検査の学力検査日に実施会場に持参する。

- (4) 高等学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式(g)）を中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、受検票は、一般入学者選抜において交付したものを使用する。

- (7) 高等学校長は、追検査の受検を許可した志願者数を県立要項の様式8を準用し、令和6年3月29日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

ウ 入学選抜手数料

徴収しない。

(3) 学力検査

ア 実施期日 令和6年3月18日（月）

イ 日 程

集合時刻 8時50分

学力検査

名 称	開始時刻	終了時刻	時 間
学力検査Ⅰ	9：20	～ 10：20	60分
学力検査Ⅱ	10：40	～ 11：20	40分

※学力検査Ⅰにおいて実施する教科は、国語、数学、英語である。英語は聞き取り検査を含まない。

※学力検査Ⅱにおいて実施する教科は、社会、理科である。

- (4) 実施場所 別途指定した場所で実施する。

(5) 配慮事項

一般入学者選抜において、中学校等の校長が事前に玉野商工高と十分相談した場合、改めての相談は不要とする。

(6) 出題の方針

3(5)に準ずる。

(7) 学力検査実施委員会

ア 学力検査実施委員会は、玉野商工高に設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 学力検査実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は玉野商工高の所属職員の中から委員長が選任する。

(8) 実施後の処理

ア 答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、学力検査Ⅰ（75点満点）と学力検査Ⅱ（50点満点）の得点を合計し、その合計得点を学力検査の結果とする。なお、傾斜配点は行わない。

イ 答案及び学力検査の結果は、玉野市教育委員会が高等学校長に引き渡す。

(9) 答案の返還

高等学校長は、別に示す要領により、令和6年3月28日（木）に玉野市教育委員会に答案を返還する。

(10) 面接

ア 志願者には、面接を実施する。

イ 実施期日及び場所 令和6年3月18日（月）玉野市教育委員会が指定した場所

ウ 玉野商工高は、3(6)に準じて、面接実施委員会を設けて実施する。

エ 実施の方法については、当日実施場所にて志願者に指示する。

オ 報告については、4(5)に準ずる。

(11) 選 抜

ア 選抜の方針

追検査での学力検査の結果、調査書及び面接の結果等を資料として、募集定員外で総合的に判断する。

イ 選抜委員会

5(2)に準ずる。

(12) 合格者の発表

ア 高等学校長は、令和6年3月18日（月）以降、選抜結果通知書（県立要項の様式21、22を準用）により、選抜結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 高等学校長は、6(2)に準じて、令和6年3月29日（金）までに報告する。

8 第2次募集

(1) 玉野商工高の受検者総数が募集定員に足りなかった場合は、玉野市教育委員会と高等学校長とが協議の上、令和6年3月18日（月）までに実施の有無を決定し、午前9時30分頃に玉野商工高ホームページで、募集人員と併せて公表する。

(2) 募集人員

募集定員から、合格者の発表時における合格者数を除いた人数とする。

(3) 出 願

ア 出願資格

原則として、公立高等学校一般入学者選抜[第I期]を受検した者で、県内の公立いずれの高等学校にも合格していないもの（私立高等学校については、合格していても、入学予定者招集日等に出席しないことなどにより、入学手続を完了しない者を含む。）とする。

なお、玉野商工高の一般入学者選抜で志願した同じ科（第2志望を含む。）には出願できない。

イ 志願者情報等登録

志願者情報等登録期間は、令和6年3月18日（月）午前9時から3月21日（木）正午までとし、志願者は、志願校の出願サイトに所定事項の入力等を行う。

ウ 出願の期間

令和6年3月19日（火）から3月21日（木）まで（ただし、祝日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後4時30分まで（最終日は正午まで）とする。

エ 出願の手続

(7) 玉野商工高への出願の手続きは、2(4)に準ずる。ただし、自己申告書は提出しないものとし、第2次募集出願に係る誓約書(様式(h))を入学出願関係書類に加え、書類の提出期間は上記ウのとおりとする。

(4) 高等学校長は、入学志願者数を県立要項の様式8を準用し、令和6年3月29日(金)までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

エ 入学選抜手数料

2(6)に準ずる。

(4) 面接

ア 志願者には、面接を実施する。

イ 実施期日及び場所 令和6年3月22日(金) 玉野商工高

ウ 集合時刻 9時30分

エ 面接の実施及び報告 4(3)、(5)に準ずる。

(5) 選抜

ア 選抜の方針

一般入学者選抜での学力検査の結果、調査書及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

イ 選抜委員会 5(2)に準ずる。

(6) 合格者の発表

ア 高等学校長は、令和6年3月22日(金)以降、選抜結果通知書(県立要項の様式21、22を準用)により、選抜の結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 高等学校長は、6(2)に準じて、令和6年3月29日(金)までに報告する。

9 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく、保有個人情報の本人提供(以下「本人提供」という。)については、次のとおりである。

(1) 本人提供の申出を行うことができる者

玉野商工高の一般入学者選抜及び追検査の受検者並びに受検者の保護者

(2) 本人提供の対象となる個人情報の内容

学力検査の各教科の得点並びに学力検査Ⅰ及び学力検査Ⅱの得点(閲覧)

(3) 本人提供を実施する期間

令和6年3月25日(月)から4月25日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(4) 本人提供を実施する場所

玉野商工高

(5) 確認のための必要書類

ア 受検者本人の場合は、受検票

イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券等)

※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。(健康保険の被保険者

証、国民年金手帳等)

※ 入学願書に記名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類（住民票の写し等）を併せて確認する。

10 その他

- (1) 玉野市教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。
- (2) 出願について不正の事実（学歴、通学区域、調査書等）があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。
- (3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条の規定により 5 年間である。

[特別入学者選抜] ・ ・ ・ ・ 玉野市立玉野商工高等学校

1 募集人員

機械科、ビジネス情報科の両科とも募集定員の80パーセントとする。

2 出 願

(1) 出願資格

[一般入学者選抜] 1 (1)に同じ。

(2) 出願の制限

[一般入学者選抜] 2 (1)ア、イ、エに準ずる。

(3) 出願の条件

ア 玉野商工高の志願する当該科に対して、興味・関心があり、能力・適性を有し、志願する動機・理由が明白、適切であること。

イ 合格者として内定した場合は、必ず入学すること。

(4) 志願者情報等登録

ア 志願者情報等登録期間は、令和5年12月20日（水）から令和6年1月26日（金）正午までとする。

イ 志願者は、志願校の出願サイトに所定事項の入力等を行う。

(5) 出願の期間

令和6年1月24日（水）から1月26日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（最終日は正午まで）とする。

なお、郵送による場合は、1月25日（木）までに到着したものに限り。

(6) 出願の手続

ア 特別入学者選抜志願者は、次の書類を、中学校等の校長を経由して出願の期間内に玉野商工高に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者（文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の卒業（見込）者を除く。）は志願者本人から提出することができる。

名 称	様式	部 数
特別入学願書	(e)	1部（出願サイトから印刷したもの）
自己申告書	(b)	長期欠席者、過年度卒業業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が出願サイトに入力した事項等を確認し、中学校等専用サイトを通じ、承認の登録を行い、次の書類を作成して、それぞれの提出期間内に、玉野商工高に提出する。

名 称	県立要項様式	部 数	提 出 期 間
特別入学志願者一覧表	4	1部	1月24日(水)～1月26日(金)正午 (郵送は1月25日(木)必着)
調 査 書	5	各志願者について1部	
学年についての報告書の百分率表	6	1部	2月21日(水)～2月28日(水)

なお、県立要項の様式4、5については、出願する科ごとに提出する。ただし、県立要項の様式6については、一般入学者選抜で同じ玉野商工高の科に出願がある場合は、一般入学者選抜で1部提出するだけでよい。

また、県立要項の様式6及び学年についての報告書（県立要項の様式7）については、令和6年3月11日（月）までに、高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて送付する。

ウ 調査書の作成に当たっては、〔一般入学者選抜〕2(4)ウに準じて行うこと。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された特別入学者選抜出願関係書類を所定の期間・方法等により適正に処理するとともに、特別入学者選抜志願者数を県立要項の様式20により令和6年2月2日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

(7) 特別出願の手続（直島町を除く）

〔一般入学者選抜〕2(5)に準ずる。ただし、提出期間は、令和6年1月10日（水）から1月19日（金）までとする。

(8) 入学選抜手数料

〔一般入学者選抜〕2(6)に準ずる。

(9) その他

出願に当たっては、玉野商工高が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

(1) 実施期日 令和6年2月7日（水）

(2) 日 程

集合時刻 8時50分

学力検査

教 科	開始時刻	終了時刻	時 間
国 語	9：20 ～	10：05	45分
数 学	10：25 ～	11：10	45分
英 語	11：30 ～	12：15	45分

※英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所 玉野商工高

(4) 配慮事項

〔一般入学者選抜〕3(4)に準ずる。

(5) 出題の方針

〔一般入学者選抜〕3(5)に準ずる。

ただし、〔参考〕のイについては、各教科とも基礎的・基本的事項を中心とする。

(6) 学力検査実施委員会

〔一般入学者選抜〕 3 (6)に準ずる。

(7) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点（各教科 70 点満点）を合計し、その合計得点を学力検査の結果とする。

(8) 答案の返還

高等学校長は、令和 6 年 2 月 19 日（月）に、玉野市教育委員会に答案を返還する。

4 面 接

(1) 志願者には、面接を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和 6 年 2 月 8 日（木） 玉野商工高

(3) 内 容

志望の目的や適性等を把握する。

(4) 面接の実施及び報告

〔一般入学者選抜〕 4 (1)、(3)、(5)に準ずる。

なお、実施の方法については、令和 6 年 2 月 7 日（水）に玉野商工高において志願者に指示する。

5 口頭試問

(1) 志願者には、口頭試問を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和 6 年 2 月 8 日（木） 玉野商工高

(3) 内容

志願者一人一人の能力や適性等を多面的に評価するために、口頭試問を実施する。なお、口頭試問は与えられた課題について質問に答えるものとする。

(4) 学力検査実施委員会に準じて実施する口頭試問実施委員会を設けて実施する。

(5) 実施の方法については、令和 6 年 2 月 7 日（水）に玉野商工高において志願者に指示する。

(6) 高等学校長は、口頭試問実施状況報告書を作成して、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あてに報告する。

6 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接・口頭試問の結果及び自己申告書等を資料として、目的意識や適性等を重視し、科の特色を配慮して総合的に判断する。調査書の評定については、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年（義務教育学校については、第 7 学年、第 8 学年及び第 9 学年）の各教科の評定を活用する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、調査書の総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないように配慮する。

なお、高等学校長は、募集人員の一部について、学力検査の結果が一定以上にあれば、あらかじめ

示した実績を重視して選抜を行うことができる。

また、高等学校長は、全国募集を実施する科について、玉野市教育委員会と協議の上、特別入学者選抜の募集人員に全国募集の募集人員を加えた人数まで合格内定とすることができる。

(2) 特別入学者選抜委員会

〔一般入学者選抜〕 5 (2) に準じて、特別入学者選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。

7 合格者の発表

(1) 高等学校長は、令和6年2月16日（金）に、特別入学者選抜結果通知書（県立要項の様式21）により、選抜の結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

なお、合格内定者には、中学校等の校長を経由して合格内定通知書（県立要項の様式22に準じる）を交付する。

(2) 合格内定通知を受けた者は、公立高等学校一般入学者選抜に出願してはならない。

(3) 合格者の発表は、令和6年3月18日（月）に、一般入学者選抜による合格者の発表と同時に行う。

(4) 高等学校長は、特別入学者選抜等合格内定者数報告書（県立要項の様式23）については、令和6年2月19日（月）に、特別入学者選抜の経過及びこれに伴う反省事項の報告書については、令和6年3月29日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

8 合格内定とならなかった者の扱い

選抜の結果、合格内定とならなかった者は、県立要項の全日制課程一般入学者選抜〔第Ⅰ期〕 2、定時制課程一般入学者選抜〔第Ⅰ期〕 2及び定時制課程一般入学者選抜〔第Ⅱ期〕 2に定めるところにより、改めて公立高等学校一般入学者選抜に出願することができる。

9 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

〔一般入学者選抜〕 9に準ずる。ただし、同項中「一般入学者選抜」とあるのは、「特別入学者選抜」と読み替えるものとする。

10 その他

〔一般入学者選抜〕 10に準ずる。

〔全国募集〕 ・ ・ ・ ・ 玉野市立玉野商工高等学校

特別入学者選抜

1 募集人員

全国募集の募集人員は、科ごとに設定するものとし、科の第1学年募集定員の10%を超えない範囲において、高等学校長が玉野市教育委員会の承認を得て設定する。

科 名	募集人員
機 械 科	4
ビジネス情報科	8

2 出 願

(1) 出願資格・条件

〔一般入学者選抜〕 1 (1)に定める応募資格を有する者で、〔特別入学者選抜〕 2 (3)ア、イ及び次のいずれにも該当するものとする。

ア 志願者及び保護者が県外（直島町は除く）に居住していること。

イ 当該科に対して高い目的意識を持つこと。

ウ 令和6年4月7日（日）までに、県内（直島町を含む）に保護者に代わる身元引受人が居住していること。ただし、県外（直島町は除く）に居住する保護者の下から通学する場合又は保護者の一人が志願者ととも県内（直島町を含む）に転住する場合は、身元引受人は不要である。

(2) 出願の制限

ア 学区外からの出願とする。（学区は、岡山県全県及び直島町とする。）

イ 志願者は、玉野商工高以外の公立全日制課程の高等学校を併願することはできない。

ウ 入学願書提出後、志願校又は志願科を変更することはできない。

(3) 志願者情報等登録 〔特別入学者選抜〕 2 (4)に同じ。

(4) 出願の期間 〔特別入学者選抜〕 2 (5)に同じ。

(5) 出願の手続 〔特別入学者選抜〕 2 (6)に同じ。

(6) 全国募集出願の手続

全国募集の志願者は、出願に先立って、次のア、イ、ウにより、全国募集出願許可申請書（様式(d)）を提出し、許可を受けなければならない。

ア 提出期間

令和6年1月10日（水）から1月19日（金）まで

イ 提出先（提出部数）

玉野商工高等学校（2部）

ウ 提出書類

(ア) 全国募集出願許可申請書（様式(d)により作成）

(イ) 理由を裏付ける証明書類

- 関係者全員の住民票の写し

なお、住民票の写しについては、世帯主及び続柄が記載され、本籍及び個人番号（マイナンバー）が省略されたものであること。

- 保護者と県内に居住する身元引受人との身元引受けに関する協議書（県外に居住する保護者の下から通学する場合又は保護者の一人が志願者とともに県内に転住する場合は不要である。）

エ 玉野商工高が交付する全国募集出願許可通知書を入学願書に添付し、(5)出願の手続により手続を行う。

- (7) 入学選抜手数料 〔特別入学者選抜〕 2 (8)に同じ。

- (8) その他

出願に当たっては、玉野商工高が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

〔特別入学者選抜〕 3 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)に同じ。

4 面接

〔特別入学者選抜〕 4 (1)、(2)、(3)、(4)に同じ。

5 口頭試問

〔特別入学者選抜〕 5 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)に同じ。

6 選 抜

〔特別入学者選抜〕 6 (1)、(2)に同じ。

7 合格者の発表

〔特別入学者選抜〕 7 (1)、(2)、(3)、(4)に同じ。

8 合格内定とならなかった者の扱い

選抜の結果、合格内定とならなかった者は、〔全国募集〕一般入学者選抜1に定めるところにより、改めて一般入学者選抜に出願することができる。

9 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

〔特別入学者選抜〕 9に同じ。

10 その他

〔特別入学者選抜〕 10に同じ。

一般入学者選抜

1 募集人員

特別入学者選抜で全国募集を実施する科のうち、全国募集受検者の合格内定者数が、科の全国募集の募集人員を満たさなかった科については、一般入学者選抜での募集を行う。

2 出 願

(1) 出願資格・条件

一般入学者選抜 1 (1)に定める応募資格を有する者で、次のいずれにも該当するものとする。

ア 志願者及び保護者が県外に居住していること。

イ 当該科に対して高い目的意識を持つこと。

ウ 令和6年4月7日（日）までに、県内に保護者に代わる身元引受人が居住していること。ただし、県外に居住する保護者の下から通学する場合又は保護者の一人が志願者ととも県内に転住する場合は、身元引受人は不要である。

(2) 出願の制限

ア 学区外からの出願とする。（学区は、岡山県全県及び直島町とする。）

イ 志願者は、玉野商工高以外の公立全日制課程の高等学校を併願することはできない。

ウ 入学願書提出後、志願校又は志願科を変更することはできない。

(3) 志願者情報等登録 [一般入学者選抜] 2 (2)に同じ。

(4) 出願の期間 [一般入学者選抜] 2 (3)に同じ。

(5) 出願の手続 [一般入学者選抜] 2 (4)に同じ。

(6) 全国募集出願の手続

全国募集〔特別入学者選抜〕 2 (6)に準ずる。

ただし、提出期間は、令和6年1月10日（水）から2月2日（金）までとする。

(7) 入学選抜手数料 [一般入学者選抜] 2 (6)に同じ。

(8) その他

出願に当たっては、玉野商工高が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

[一般入学者選抜] 3 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)に同じ。

4 面 接

[一般入学者選抜] 4 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)に同じ。

5 選 抜

[一般入学者選抜] 5 (1)、(2)、(3)、(4)に同じ。

6 合格者の発表

[一般入学者選抜] 6 (1)、(2)に同じ。

7 追 検 査

〔一般入学者選抜〕 7 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)に同じ。

8 第 2 次募集

実施しない。

9 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

〔一般入学者選抜〕 9 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)に同じ。

10 そ の 他

〔一般入学者選抜〕 10(1)、(2)、(3)に同じ。

【定時制課程】

〔一般入学者選抜〕 ・ ・ ・ ・ 玉野市立玉野備南高等学校

1 募 集

(1) 応募資格

全日制課程〔一般入学者選抜〕 1 (1)に同じ。ただし、同項中「玉野商工高」とあるのは、「玉野市立玉野備南高等学校（以下「玉野備南高」という。）」と読み替えるものとする。

(2) 募集人員

次の募集定員から「定時制課程の特別な入学者選抜」における合格内定者数を除いた人数とする。

科 名	募集定員
普 通 科	40

※ 修業年限3年以上で、単位制とする。

2 出 願

(1) 出願の制限

原則として、保護者の現住所が岡山県全県又は香川県香川郡直島町（以下「直島町」という。）にあること、又は本人の勤務地が岡山県内にあること。

(2) 出願の期間

令和6年3月19日（火）から3月22日（金）まで（ただし、祝日を除く。）とし、受付時間は午前11時から午後4時30分まで（最終日は正午まで）とする。

なお、郵送による場合は、3月21日（木）までに到着したものに限り。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定事項を記入し、在学又は出身中学校等の校長及び文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に玉野備南高に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者（上記在外教育施設の卒業（見込）者を除く。）は志願者本人から提出することができる。

名 称	様式	部 数
入 学 願 書	(i)	1部
自己申告書	(b)	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して「岡山県立高等学校入学者選抜に関する日程一覧表（定時制）」（以下「日程一覧表」という。）に示す日程に従って、玉野備南高に提出する。

なお、県立要項の様式6「学年についての報告書の百分率表」、様式7「学年についての報告書」については、高校魅力化推進室長に提出するものと同様のものを学校教育課長あてにも送付する。

名 称	県立要項様式	部 数	提 出 期 間
入学志願者一覧表	4	2 部	3 月 19 日 (火)～3 月 22 日 (金) 正午 (郵送は 3 月 21 日 (木) 必着)
調 査 書	5	各志願者について 1 部	
学年についての報告書の百分率表	6	1 部	

ウ 調査書（学年についての報告書を含む。）の客観性と信頼性を高めるために、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された入学出願関係書類を、日程一覧表に従って処理するとともに、入学志願者数を県立要項の様式 8 により高校魅力化推進室長及び学校教育課長あてに報告する。

(4) 特別出願の手続（直島町を除く。）

転勤や、家屋の新築・購入等により中学校等卒業後、県外から県内への一家転住が決定的な志願者及び、やむを得ない理由があって保護者の住所が学区外にあり、保護者と同居できない志願者は、その旨を証明する書類を添え、出願に先立って次のアイウにより、学区外出願許可申請書（様式(j)）を提出し、許可を受けなければならない。

ア 提出期間 令和 6 年 1 月 10 日（水）から 3 月 18 日（月）まで

イ 提出先（提出部数） 玉野備南高（2 部）

ウ 提出書類

(7) 学区外出願許可申請書（別添様式(j)により作成。）

(i) 理由を裏付ける証明書類

○ 関係者全員の住民票の写し

なお、住民票の写しについては、世帯主及び続柄が記載され、本籍及び個人番号（マイナンバー）が省略されたものであること。

○ その他（例：実際居住していることを示す資料、転勤証明書等）

(5) 入学選抜手数料

ア 玉野市立学校授業料等徴収条例（昭和 37 年玉野市条例第 8 号）の定めるところにより、入学願書に現金（950 円）を添えて提出する。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(6) 入学願書の配布

令和 5 年 12 月 4 日（月）以降、玉野備南高に直接請求すること。

(7) その他

出願に当たっては、玉野備南高が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

(1) 実施期日 令和 6 年 3 月 25 日（月）

(2) 日 程

集合時刻 午前8時50分

学力検査

教 科	開始時刻	終了時刻	時 間
国 語	9 : 2 0 ~	1 0 : 0 0	40分
数 学	1 0 : 1 5 ~	1 0 : 5 5	40分
英 語	1 1 : 1 0 ~	1 1 : 5 0	40分

※英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所 玉野備南高

(4) 配慮事項

全日制課程〔一般入学者選抜〕3(4)に同じ。ただし、同項中「玉野商工高」とあるのは、「玉野備南高」と読み替えるものとする。

(5) 出題の方針 全日制課程〔一般入学者選抜〕3(5)に同じ。

(6) 学力検査実施委員会

全日制課程〔一般入学者選抜〕3(6)に準ずる。ただし、同項中「玉野商工高」とあるのは、「玉野備南高」と読み替えるものとする。

(7) 実施後の処理 全日制課程〔一般入学者選抜〕3(7)に準ずる。

(8) 答案の返還

高等学校長は、令和6年3月28日(木)、玉野市教育委員会に答案を返還する。

4 面 接

(1) 志願者には、面接を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和6年3月25日(月) 玉野備南高

(3) 玉野備南高は、学力検査実施委員会に準じて面接実施委員会を設けて実施する。

(4) 実施の方法については、令和6年3月25日(月)に玉野備南高において志願者に指示する。

(5) 高等学校長は、面接実施状況報告書を作成して、令和6年4月5日(金)までに学校教育課長あて報告する。

5 選 抜

全日制課程〔一般入学者選抜〕5に準ずる。

ただし、同項中(1)ア「なお、高等学校長は、募集人員の一部について、学力検査の結果が一定以上あれば、調査書及び面接等の結果を重視して選抜を行うことができる。」及び(1)エ、(3)は該当しない。また、「令和6年3月19日(火)から3月21日(木)までの間」とあるのは「令和6年3月28日(木)」と、「玉野商工高」とあるのは「玉野備南高」と読み替えるものとする。

6 合格者の発表

(1) 高等学校長は、令和6年3月28日(木)午前10時から正午までの間に、玉野備南高及び玉野備南高が指定するWebページで発表する。

(2) 高等学校長は、合格者数報告書(県立要項の様式17)については令和6年3月28日(木)に、入学者選抜の経過及びこれに伴う反省事項の報告書については、令和6年4月5日(金)までに高

校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

7 追検査

実施しない。

8 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく、保有個人情報の本人提供（以下「本人提供」という。）については、次のとおりである。

- (1) 本人提供の申出を行うことができる者
玉野備南高の一般入学者選抜の受検者並びに受検者の保護者
- (2) 本人提供の対象となる個人情報の内容
学力検査の各教科の得点（閲覧）
- (3) 本人提供を実施する期間
令和6年3月28日（木）から4月30日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時30分までとする。
- (4) 本人提供を実施する場所
玉野備南高
- (5) 確認のための必要書類
 - ア 受検者本人の場合は、受検票
 - イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券等）
 - ※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。（健康保険の被保険者証、国民年金手帳等）
 - ※ 入学願書に記名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類（住民票の写し等）を併せて確認する。

9 その他

全日制課程〔一般入学者選抜〕10に準ずる。

[定時制課程の特別な入学者選抜]・・・玉野市立玉野備南高等学校

1 募集人員

普通科 若干名

※ 修業年限3年以上で、単位制とする。

2 出 願

(1) 出願資格・条件

全日制課程〔一般入学者選抜〕1(1)に定める応募資格を有し、次のいずれにも該当するものとする。ただし、同項中「玉野商工高」とあるのは、「玉野備南高」と読み替えるものとする。

ア 平成16年4月1日以前の出生者。

イ 定時制高等学校を志願する動機や理由が明白、適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有すること。

(2) 出願の制限

定時制課程〔一般入学者選抜〕2(1)に同じ。

(3) 出願の期間

令和6年1月24日(水)から1月26日(金)までとし、受付時間は午後1時から午後6時までとする。なお、郵送による場合も1月26日(金)午後6時までに到着したものに限り。

高等学校長は、入学志願者数を学校教育課長あて報告する。

(4) 出願の手続

志願者は、定時制課程の特別な入学者選抜入学願書(玉野備南高所定の用紙)及び志願理由書(玉野備南高所定の様式)に所定事項を記入して、出願の期間内に玉野備南高に提出する。

(5) 入学選抜手数料

定時制課程〔一般入学者選抜〕2(5)に準ずる。

(6) 入学願書等の配布

入学願書、志願理由書等の用紙は令和5年12月4日(月)以降、玉野備南高に直接請求すること。

(7) その他

出願に当たっては、玉野備南高が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 面接及び作文

(1) 志願者には、面接及び作文を実施する。

(2) 実施期日及び場所 令和6年2月7日(水) 玉野備南高

(3) 集合時刻 午後1時

(4) 内 容

志願者の志望の目的や意欲・適性などを把握するため、面接では、必要に応じて簡単な口頭試問を行うことがある。また、作文では志望理由に関することをテーマとする。

(5) 面接及び作文の実施並びに報告

学力検査実施委員会に準じて面接・作文実施委員会を設けて実施する。なお、実施の方法について

ては当日志願者に指示する。また、高等学校長は、面接実施状況報告書及び作文実施状況報告書を作成して、令和6年4月5日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

4 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、面接・作文の結果などを資料として、目的意識や意欲・適性などを重視して、総合的に判断する。

(2) 定時制課程の特別な入学者選抜委員会

全日制課程〔一般入学者選抜〕5(2)に準じて、定時制課程の特別な入学者選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。ただし、同項中「玉野商工高」とあるのは、「玉野備南高」と読み替えるものとする。

5 合格者の発表

(1) 高等学校長は、令和6年2月16日（金）に、選抜結果通知書（県立要項の様式21を準用）により、選抜の結果を本人及び中学校等の校長に通知する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書（県立要項の様式22を準用）を交付する。

(2) 合格内定通知を受けた者は、入学確約書（玉野備南高所定の用紙）を令和6年2月19日（月）午後3時までに、玉野備南高に提出しなければならない。この日までに提出がない場合には、入学の意志がないものとして取り扱う。

(3) 入学確約書を提出した者は、公立高等学校一般入学者選抜に出願してはならない。

(4) 合格者の発表は、令和6年3月28日（木）に、一般入学者選抜による合格者発表と同時にを行う。

(5) 高等学校長は、合格内定者数等報告書（県立要項の様式23を準用）については、令和6年2月19日（月）までに、入学者選抜の経過及びこれに伴う反省事項の報告書については、令和6年4月5日（金）までに高校魅力化推進室長及び学校教育課長あて報告する。

6 合格内定とならなかった者の扱い

選抜の結果、合格内定とならなかった者は、改めて公立高等学校一般入学者選抜に出願することができる。

7 その他

全日制課程〔一般入学者選抜〕10に準ずる。

	出願根拠	受検番号				
<h2 style="margin: 0;">入 学 願 書</h2> <p style="margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">玉野市立玉野商工高等学校長 殿</p> <p style="margin: 0;">在学又は出身中学校名 -----</p> <p style="margin: 0;">フリガナ 志願者氏名 -----</p> <p style="margin: 0;">保護者氏名 -----</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;"> 志願者写真 </div> <p style="margin: 10px 0;">わたくしは、貴校に入学したいので、次のとおり出願します。 もし事実と相違しているときは、除籍されましても異議を申し立てしないことを誓約します。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">記</p> <p style="margin: 0;">1 志願者 現住所 -----</p> <p style="margin: 0;">2 保護者 現住所 -----</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1志望の科</td> <td style="width: 50%;">科</td> </tr> <tr> <td>第2志望の科</td> <td>科</td> </tr> </table>			第1志望の科	科	第2志望の科	科
第1志望の科	科					
第2志望の科	科					

注 意

- 1 入学願書及び受検票は、出願サイトから印刷すること。
- 2 出願サイトから印刷する際、入学願書及び受検票はそれぞれ別々に印刷される。
- 3 本様式は、出願サイトから印刷される入学願書及び受検票と体裁等が異なる場合がある。

受 検 票

	玉野市立玉野商工高等学校長
発行者	泉 浩 明
受検番号	番
志願者氏名	
在学又は 出身中学校名	

学力検査日程

集合時刻	8 : 50
国 語	9 : 20 ~ 10 : 05
数 学	10 : 25 ~ 11 : 10
社 会	11 : 30 ~ 12 : 15
英 語	13 : 05 ~ 13 : 50
理 科	14 : 10 ~ 14 : 55

- 1 学力検査は、令和6年3月7日（木）に行います。
- 2 受検者は、午前8時50分までに本校に集合しなさい。
なお、遅刻しても午前9時40分までであれば、受検できます。
- 3 受検中は、この受検票を常に所持しておきなさい。
- 4 面接・口頭試問は、3月8日（金）に行います。
なお、このことについては、3月7日（木）に本校で指示します。
- 5 第2次募集については、令和6年3月22日（金）午前9時30分までに本校に集合しなさい。

学力検査の当日持参するものについて

1 検査室へ持って入るもの（ただし、問題の内容によっては、使用しないものもあります。）

受検票、鉛筆（黒色。シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ものさし、三角定規でもよい。）

2 検査室へ持ち込んでもよいもの

鉛筆けずり、鉛筆入れ、時計、座ぶとん

※ ただし、分度器、分度器機能のついた定規、分度器機能のついたコンパス、三角スケール、計時機能以外の機能をもつ時計、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器等、学力検査の公正を欠くおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めません。

3 上履きが必要です。

（注意）受検票を当日忘れてたり、受検中に紛失したりしたときは、本校事務室に連絡して受検票を再交付してもらってください。

4 第2次募集における持参物等については、別途指示をする。

※受検番号

自 己 申 告 書

令和 年 月 日

玉野市立玉野_____高等学校長 殿

在学又は出身中学校名

志願者署名

保護者署名

わたくしは、貴校への志願に当たり、次のとおり申告します。

記

志願者記入欄

- 自己申告書を提出する理由
 - 1 欠席日数が多い
 - 2 過年度卒業である
 - 3 その他 ()
- 志願の動機・理由、長所や優れた活動、高校生活への抱負など

保護者記入欄（高等学校に理解してほしいことがらなど）

- 備考
- 1 自己申告書は、第1学年、第2学年及び第3学年での欠席日数が多い場合やすでに中学校を卒業している場合等で、中学校からこの用紙を配布された人のうち、希望する人が提出できる。
 - 2 「自己申告書を提出する理由」については、該当番号を○で囲むこと。3を○で囲んだ場合は、()にその具体的な理由を記すこと。
 - 3 自己申告書を提出すると、面接が行われ、状況によっては、学力検査や面接等の結果を重視した選抜が行われる。
 - 4 この申告書は、他の出願書類とともに、中学校へ提出すること。なお、提出する際、厳封してもよい。その場合、封筒の表に、中学校名・志願者氏名を記入すること。
 - 5 ※欄は、記入しないこと。

学区外出願許可申請書

令和 年 月 日

玉野市立玉野商工高等学校長 殿

志願者署名

現住所

保護者署名

現住所

(電話 _____)

学区外出願について

このことについて、関係書類を添付の上、次のとおり申請します。

記

1 所属都道府県名 _____ 都道府県

2 志願科 _____ 科

(一般入学者選抜 ・ 特別入学者選抜) いずれかを○で囲む

3 特別出願の理由

※出願許可申請に係る住所（転住の場合を除く。）

※転住確約（転住の場合）

令和6年4月7日までに保護者が志願者とともに次の住所に転住することを確約します。

転住先の住所

上記のとおり相違ないと認めます。また、玉野市立玉野商工高等学校以外の公立高等学校全日制課程は受検しない旨志願者及び保護者に確認しておりますので、このことを副申します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

公印

所在地

(電話)

備考 ※欄については、いずれか該当する欄に住所を記入する。

全国募集出願許可申請書

令和 年 月 日

玉野市立玉野商工高等学校長 殿

志願者署名

現住所

保護者署名

現住所

(電話 _____)

全国募集出願について

このことについて、関係書類を添付の上、次のとおり申請します。

記

1 保護者の現在居住する都道府県名 _____ 都道府県

2 志願科 _____ 科

3 全国募集出願許可申請に係る志願者及び保護者の住所の状況等

全国募集出願許可申請に係る住所

令和6年4月8日以降の志願者の居住予定地（いずれかに○をつけ、住所を記入する。）

- ・ 自宅（現住所）
- ・ 身元引受人の住所
- ・ その他（下宿等、具体的に記入）

住 所 _____

上記のとおり相違ないと認めます。また、玉野市立玉野商工高等学校以外の公立高等学校全日制課程は受検しない旨志願者及び保護者に確認しておりますので、このことを副申します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

公印

所在地

(電話)

	出願根拠	受検番号		
特 別 入 学 願 書 令和 年 月 日 玉野市立玉野商工高等学校長 殿 在学又は出身中学校名 _____ 志願者氏名 _____ 保護者氏名 _____ 志願者写真 わたくしは、貴校に入学したいので、次のとおり出願します。 もし事実と相違しているときは、除籍されましても異議を申し立てないことを誓約します。 なお、合格者として内定した場合は、相違なく入学することを確約します。 記 1 志願者 現住所 _____ 2 保護者 現住所 _____ <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>志望科</td> <td>科</td> </tr> </table>			志望科	科
志望科	科			

注 意

- 1 入学願書及び受検票は、出願サイトから印刷すること。
- 2 出願サイトから印刷する際、入学願書及び受検票はそれぞれ別々に印刷される。
- 3 本様式は、出願サイトから印刷される入学願書及び受検票と体裁等が異なる場合がある。

特別入学受検票

発行者	玉野市立玉野商工高等学校長 泉 浩 明
受検番号	番
志願者氏名	
在学又は 出身中学校名	

- 1 検査は、令和6年2月7日（水）、2月8日（木）に行います。
- 2 受検者は、両日とも午前8時50分までに本校に集合しなさい。
- 3 受検中は、この受検票を常に所持しておきなさい。
- 4 面接は、2月8日（木）に行います。
なお、このことについては、2月7日（水）に本校で指示します。

特別入学者選抜について

1 学力検査日程

実施日 令和6年2月7日(水)

集合時刻 8:50

国語 9:20~10:05

数学 10:25~11:10

英語 11:30~12:15

なお、遅刻しても午前9時40分までであれば、受検できます。

2 面接

実施日 令和6年2月8日(木)

3 学力検査の当日持参するもの

- (1) 学力検査の**検査室へ持って入るもの**(ただし、問題の内容によっては、使用しないものもあります。)

受検票、鉛筆(黒色。シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ものさし、三角定規でもよい。)

- (2) 学力検査の**検査室へ持ち込んでもよいもの**

鉛筆けずり、鉛筆入れ、時計、座ぶとん

※ ただし、分度器、分度器機能のついた定規、分度器機能のついたコンパス、三角スケール、計時機能以外の機能をもつ時計、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器等、学力検査の公正を欠くおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めません。

- (3) **上履きが必要です。**

(注意) 受検票を当日忘れてたり、受検中に紛失したりしたときは、本校事務室に連絡して受検票を再交付してもらってください。

追検査受検許可申請書

令和 年 月 日

玉野市立玉野商工高等学校長 殿

受検番号

志願者^{ふりがな}署名

保護者署名

わたくしは、貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたので、関係書類を添付の上、追検査の受検を申請します。

・欠席理由

上記のとおり相違ないと認めます。

令和 年 月 日

立

中学校長
氏名

公印

追検査受検許可通知書

令和 年 月 日

立 中学校長 殿

玉野市立玉野商工高等学校長

公印

下記の者に、追検査の受検を許可しました。

記

受検番号

志願者氏名

追検査受検許可通知書 (志願者用)

令和 年 月 日

受検番号

志願者氏名

在学又は

出身中学校名

上記の者の、追検査の受検を許可します。

玉野市立玉野商工高等学校長

公印

備考

- 1 追検査当日は、追検査受検許可通知書(志願者用)と受検票を持参すること。
- 2 その他持参するものについては、学力検査と同様である。

第2次募集出願に係る誓約書

令和 年 月 日

玉野市立玉野商工高等学校長 殿

志願者署名

保護者署名

わたくしは、玉野市立玉野商工高等学校.....科の第2次募集に出願するに当たり、県内のいずれの公立高等学校にも合格していないこと、また、県内の私立高等学校については、合格していても入学手続を完了しないことを誓約します。

なお、一般入学者選抜で受検した高等学校・科は次のとおりです。

一般入学者選抜での受検校

立 高等学校	
第1志望	科
第2志望	科
受検番号	番

該当部分を○で囲む		出願根拠		※受検番号
令和6年 卒業見込	過年度 卒業	学区内	特別出願	

入 学 願 書

令和 年 月 日

玉野市立玉野備南高等学校長 殿

在学又は出身中学校名 _____

志願者署名 _____

保護者署名 _____

志願者写真

- 1 縦 4cm、横 3cm
- 2 正面上半身、無帽
- 3 令和5年12月1日以降に撮影のもの
- 4 白黒、カラーを問わない。
- 5 裏面に在学（又は出身）中学校名及び氏名を記入して貼付する。

わたくしは、貴校に入学したいので、次のとおり出願します。
もし事実と相違しているときは、除籍されましても異議を申し立てないことを誓約します。

記

1 志願者 現住所 _____

2 保護者 現住所 _____

在学又は出身中学校	立 中学校
昭和・平成・令和	年 3 月 卒業 ・ 卒業見込

受 検 票 (一 般)

※ 発行者	玉野市立玉野備南高等学校長 白髭 克浩
※ 受検番号	番
志願者氏名	
在学又は 出身中学校名	

学力検査日程

集合時刻	8 : 5 0
国 語	9 : 2 0 ~ 1 0 : 0 0
数 学	1 0 : 1 5 ~ 1 0 : 5 5
英 語	1 1 : 1 0 ~ 1 1 : 5 0
面 接	1 2 : 4 5 ~

- 1 学力検査は、令和6年3月25日（月）に行います。
- 2 受検者は、午前8時50分までに本校に集合しなさい。
なお、遅刻しても午前9時40分までであれば、受検できます。
- 3 受検中は、この受検票を常に所持しておきなさい。

入学願書の記載事項は事実であることを認めます。

中学校長

氏名

公印

備 考 : 入学選抜手数料(950円)を添えて出願する。

学力検査の当日持参するものについて

1 検査室へ持って入るもの（ただし、問題の内容によっては、使用しないものもあります。）

受検票、鉛筆（黒色。シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ものさし、三角定規でもよい。）

2 検査室へ持ち込んでもよいもの

鉛筆けずり、鉛筆入れ、時計、座ぶとん

※ ただし、分度器、分度器機能のついた定規、分度器機能のついたコンパス、三角スケール、計時機能以外の機能をもつ時計、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器等、学力検査の公正を欠くおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めません。

（注意）受検票を紛失したり、忘れてきたときは、本校事務室に連絡して受検票を再交付してもらってください。

記入上の注意

- 1 黒又は青インク（ボールペン可）を使用し、楷書ではっきりと記入する。消せるボールペンは使用しない。
- 2 ※欄には記入しない。
- 3 「出願根拠」は、通常の学区内出願は「学区内」、特別出願は「特別出願」である。ただし、学区は岡山県全県及び香川県香川郡直島町とする。
- 4 日付は、入学願書を作成した日を記入する。
- 5 志願者署名及び保護者署名は、住民票どおりに、それぞれ本人が本名を記入する。ただし、志願者が20歳以上の場合は、保護者署名はなくてもよい。
- 6 保護者とは、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人を指す。
- 7 現住所は、生活の本拠として実際に住み、生活している場所を記入する。したがって、必ずしも住民票の住所と一致するとは限らない。
- 8 保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合は、「志願者と同じ」のように記入しても良い。
- 9 保護者が二人いて、一方の保護者の現住所が学区外の場合は、出願に先立って学区外出願（特別出願）を行う必要がある。ただし、別居の理由が勤務地のためのいわゆる単身赴任の場合に限り、学区外出願（特別出願）を省略することができる。その際、学区内に居住する保護者の現住所を記入する。
- 10 学区外出願者は、学区外出願許可通知書を添付する。
- 11 誤記入した場合は、該当部分を二重線で抹消し、訂正する。訂正印の押印は不要である。

学区外出願許可申請書

令和 年 月 日

玉野市立玉野備南高等学校長 殿

志願者署名

現住所

保護者署名

現住所

(電話 _____)

学区外出願について

このことについて、関係書類を添付の上、次のとおり申請します。

記

1 所属都道府県名 _____ 都道府県

2 特別出願の理由

※出願許可申請に係る住所（転住の場合を除く。）

※転住確約（転住の場合）

令和6年4月7日までに保護者が志願者とともに次の住所に転住することを確約します。

転住先の住所

上記のとおり相違ないと認めます。また、玉野市立玉野備南高等学校以外の公立高等学校定時制課程Ⅱ期は受検しない旨志願者及び保護者に確認しておりますので、このことを副申します。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

公印

所在地

(電話)

備考 ※欄については、いずれか該当する欄に住所を記入する。

玉野市立玉野 高等学校長 殿

中学校長

氏 名

公印

受検上の特別な配慮について

次の志願者が玉野市立玉野 高等学校の入学者選抜を受検するに当たり、特別な配慮をお願いいたします。

記

- 1 入学者選抜の種類
- 2 志願者氏名（性別）
- 3 志願科
- 4 志願者の病気や障害、日本語能力等の状況及び中学校での配慮の状況
- 5 希望する特別な配慮の内容

- 備考 1 「1 入学者選抜の種類」は、一般入学者選抜、特別入学者選抜又は定時制課程の特別な入学者選抜のうちから該当するものを記入する。
- 2 病気や障害等の状況のわかる資料（医師の診断書や障害者手帳の写し等）があれば、添付すること。